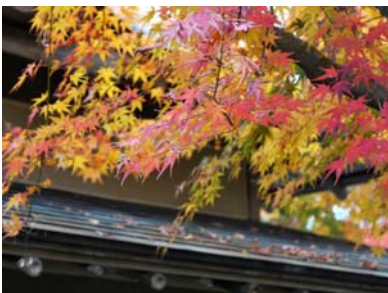


館山市の台所事情

平成22年度決算版



平成23年10月

館山市総務部行革財政課

はじめに

現在、国・地方とも、長引く景気低迷による税収の伸び悩みや、継続した景気浮揚対策のための公債の増発などのほか、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大、生産年齢人口の減少による地域経済の活力低下など、非常に厳しい財政状況にあり、地方自治体には、限られた財源の中で、より効果的な行政サービスを提供することが求められています。

そこで、市の財政状況を家計に置き換えて、わかりやすいものにするとともに、10年前と比較することで、推移が見えるように資料を作成しました。構成としては、前半では家計に置き換えたものに、後半では詳しく分析したものになっています。

なお、今回説明に用いた数値は、毎年度総務省が全国の自治体の財政状況を一律に比較するために調査する普通会計決算のものを使用しています（市の会計年度は4月1日から3月31日までの1年間のことを示し、平成22年度といった場合は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までのことを示します）。

目次

1 収入と支出について（平成22年度決算から）	1
2 財政状況の今と昔（平成12年度と平成22年度の比較）	4
3 歳入歳出決算の推移	6
4 職員数の推移	9
5 借金（市債）と預金の推移	10
6 経常収支比率の推移	11
7 財政健全化判断比率について	12

◇◇◇ なぜ、財政状況を「台所事情」って言うの？ ◇◇◇

台所は、家族の日々の食べ物を調理する場所です。そこを見ることができれば、その家が本当に豊かなのか、裕福そうで実は金銭的に困っているのかがわかります。

つまり、台所事情がわかれば本当の経済事情がわかるので、経済事情と同じ意味で「台所事情」という言葉が使われるようになったのです。

1 収入と支出について（平成22年度決算から）

（1）収入について

まず、市の1年間の収入（市ではこれを「歳入」と言います。）を見てみましょう。平成22年度の収入合計は181億634万円となりました。

しかし、このままでは額が大きすぎてなかなか実感がわいてきません。そこで、年間の収入が500万円として、家計に置き換えてみましょう。それが表1-1の右側です。

【表1-1：平成22年度決算（収入の部）】

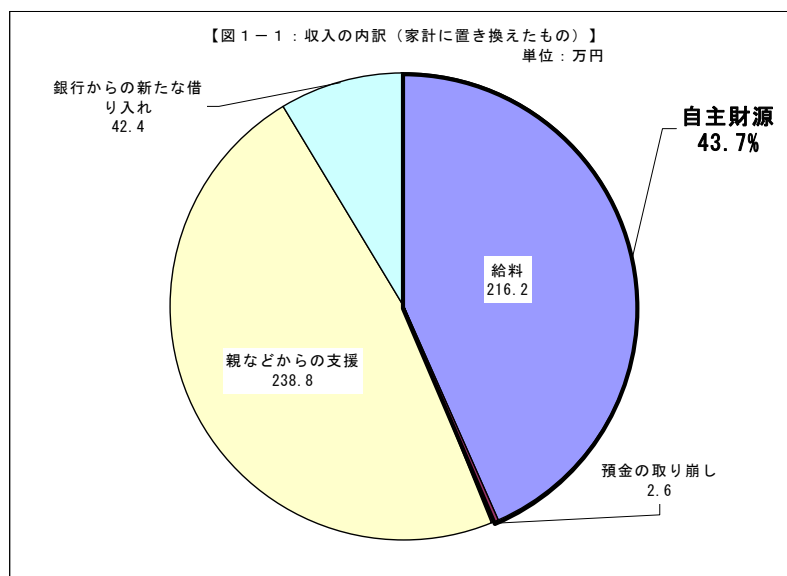
市の状況を表したものの			家計に置き換えた場合			割合
			年間	1ヶ月		
自主財源	市税・ 使用料・ 財産収入など	78億 2,960万円	給料	216万2千円	18万円	43.2%
	繰入金 (基金繰入金)	9,357万円	預金の 取り崩し	2万6千円	2千円	0.5%
依存財源	国県支出金・ 地方交付税・ 地方譲与税など	86億 4,647万円	親などからの 支援	238万8千円	19万9千円	47.8%
	市債	15億 3,670万円	銀行からの 新たな借り入れ	42万4千円	3万6千円	8.5%
歳入の合計		181億 634万円	収入の合計	500万円	41万7千円	100.0%

上の表を見てみると、給料（市税など）だけでなく色々な種類の収入があることがわかります。給料は全体の43.2%を占める一方、親などからの支援（国・県からの補助金や地方交付税など）に頼っている部分が、全体の47.8%にのびります。その他、預金の取り崩し（繰入金）や、銀行からの新たな借り入れ（市債）など、様々な種類の収入で生計を立てています。

収入を見るうえで重要なポイントは、表1-1の一番左にある「自主財源」と「依存財源」の割合です。「自主財源」とは、文字どおり地方公共団体が自主的に収入できるもので、市税や使用料などがこれに該当します。市税であれば市が課税をして徴収をすることができ、公民館などの施設の使用料も市が条例などにより独自に定め収入することができます。一方、「依存財源」とは、国・県の決定により交付される収入のことで、補助金や地方交付税などがこれに該当します。

市では、この比率が自主財源43.7%、依存財源56.3%となっています。依存財源が多いとそれだけ国・県に頼る部分が多く、結果として市の自由度が減ることになります。財政の自立を図るためには自主財源の確保が重要な課題です。

なお、自主財源の中には預金の取り崩し（繰入金）が含まれており、預金も毎年度取り崩しを行っているといつかはなくなってしまうかもしれません。そこで、市では「行財政改革方針」に基づき、平成25年度を目標に預金の取り崩しを行わずにやりくりができるように行財政改革を進めています。



(2) 支出について

今度は、お金の使い道である支出（市ではこれを「歳出」と言います。）を見てみましょう。収入と同じように、年間の収入が500万円として、家計に置き換えてみます。

【表1-2：平成22年度決算（支出の部）】

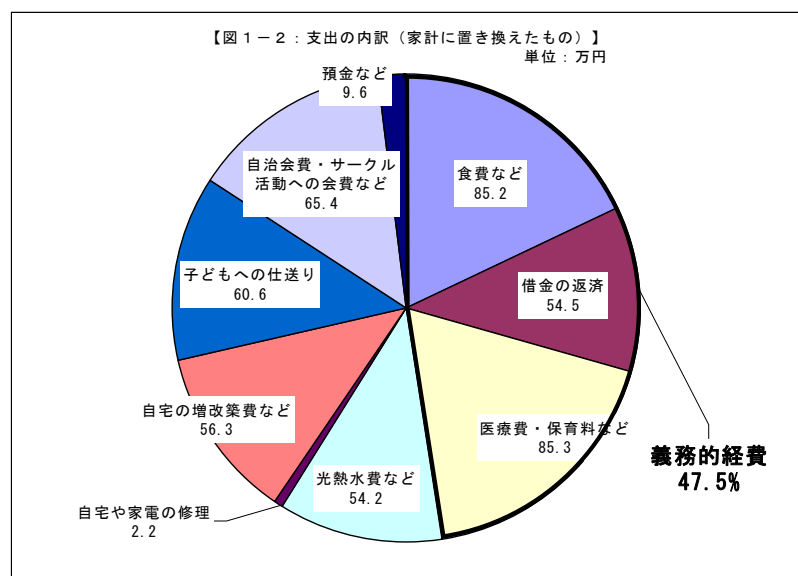
市の状況を表したもの			家計に置き換えた場合			割合
			年間	1ヶ月		
義務的経費	人件費	30億 8,629万円	食費など	85万2千円	7万1千円	18.0%
	公債費	19億 7,241万円	借金の返済	54万5千円	4万5千円	11.5%
	扶助費	30億 8,813万円	医療費・保育料など	85万3千円	7万1千円	18.0%
任意の経費	物件費	19億 6,384万円	光熱水費など	54万2千円	4万5千円	11.5%
	維持補修費	7,861万円	自宅や家電の修理	2万2千円	2千円	0.5%
	普通建設事業費	20億 3,998万円	自宅の増改築費など	56万3千円	4万7千円	11.9%
	繰出金	21億 9,268万円	子どもへの仕送り	60万6千円	5万1千円	12.8%
	補助費、投資・出資金・貸付金など	23億 6,934万円	自治会費・サークル活動への会費など	65万4千円	5万5千円	13.8%
	積立金	3億 4,767万円	預金など	9万6千円	8千円	2.0%
歳出の合計		171億 3,895万円	支出の合計	473万3千円	39万5千円	100.0%

支出の中でもっとも多いのは、医療費・保育料など（扶助費）です。次に多いのが食費（人件費）で、以下、自治会費（補助費など）、子どもへの仕送り（繰出金）と続きます。

他には借金の返済（公債費）、自宅の増改築費や修理（普通建設事業費・維持補修費）、光熱水費（物件費）も必要です。将来のことを考えて、わずかですが預金（積立金）もしています。このように支出にも様々なものがあります。

支出を見るうえで重要なポイントは、「義務的経費」の割合です。「義務的経費」とは、支出のうち、人件費、公債費、扶助費の3つのことで、その支出が法律などで義務づけられていて、自由に減らすことができない経費、絶対支払わなければならないものです。

この「義務的経費」の比率が大きければ大きいほど、自由に使うお金が少なくなりますから、「義務的経費」が増えることは財政の健全化を図るにあたっての大きな障害となっています。市では、義務的経費の割合が47.5%です。



(3) 実質収支と単年度収支について

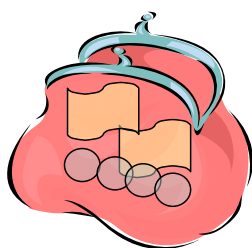
では、収入と支出の差（収支）を見ていきます。収入の中には、何らかの事情で翌年度に繰り越された工事に対する金額が含まれることがあります。収入からこの部分を除き、支出を差し引いた額のことを「実質収支」と言います。家計に例えると、翌年度払いのクレジットの引き落とし予定額を除いた黒字（赤字）額です。

また、収入の中には、前年度の実質収支も繰越金として引き継がれているため、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引くことで、今年度の純粋な収支を出すことができます。この額のことを「単年度収支」と言います。家計に例えると、今年度の黒字（赤字）から昨年度の黒字（赤字）を引いたものが今年度の純粋な黒字（赤字）分になります。市では、平成 22 年度の実質収支が 8 億 8,121 万円の黒字となり、前年度の実質収支（繰越金）も 5 億 2,096 万円の黒字であるため、差し引き 3 億 6,025 万円の黒字（単年度収支）になりました。

【表 1-3：平成 22 年度実質収支と単年度収支】

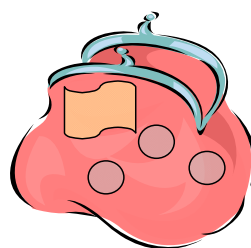
	市の状況を表したもの		家計に置き換えた場合	
	①	歳入の合計	181 億 634 万円	収入の合計
②	(歳入のうち翌年度に繰り越された工事に対する経費)	8,618 万円	(収入のうち翌年度払いのクレジット引落額)	2 万 4 千円
③	歳出の合計	171 億 3,895 万円	支出の合計	473 万 3 千円
④ (=①-②-③)	今年度の実質収支	8 億 8,121 万円	今年度の黒字額	24 万 3 千円
⑤	前年度の実質収支	5 億 2,096 万円	前年度の黒字額	14 万 4 千円
④-⑤	単年度収支	3 億 6,025 万円	純粋な黒字額	9 万 9 千円

平成 23 年 3 月 31 日の中身



24万3千円

平成 22 年 3 月 31 日の中身



14万4千円

=

単年度収支

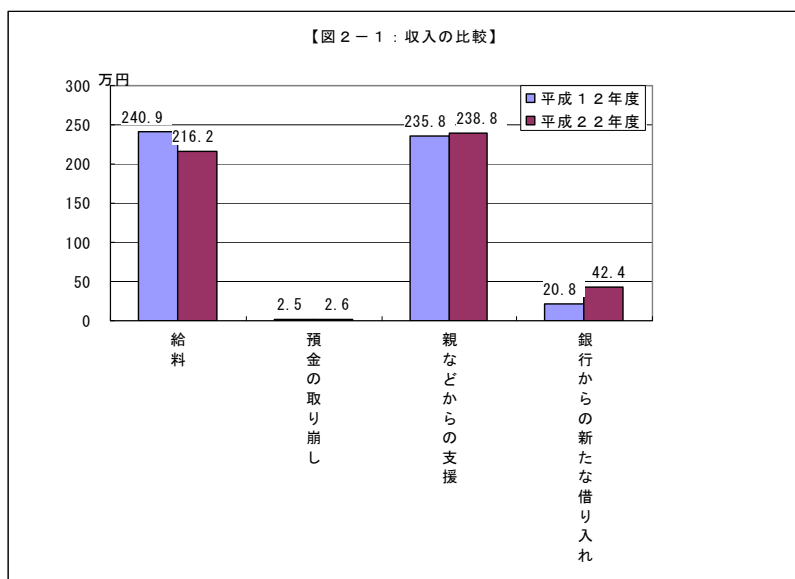
9万9千円

2 財政状況の今と昔（平成12年度と平成22年度の比較）

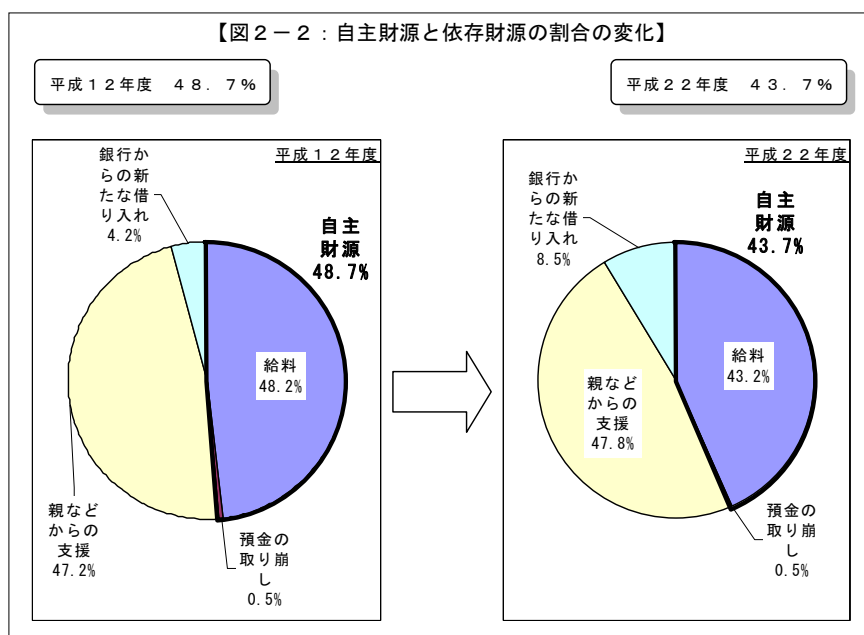
これまでは平成22年度の状況をお伝えしてきました。それでは、10年前（平成12年度）と比べてどのように変化しているのでしょうか。

（1）収入について

10年前に比べて、金額の面から見ると、給料（市税等）が減っているのがわかります。国の三位一体の改革により地方分権が進められたことで、国から地方へ税源移譲が実施されましたが、近年の経済状況の悪化により、収入が増加しないことが原因です。また、銀行からの新たな借り入れ（市債）が増えていますが、親（国）からの支援が、親の懐具合が芳しくなく仕送り（地方交付税）が減ったため一時的に借り入れが増えているためです。この借り入れ（臨時財政対策債という特例債）は、後で返済に係る金額の全額が親から仕送り（地方交付税）されます。

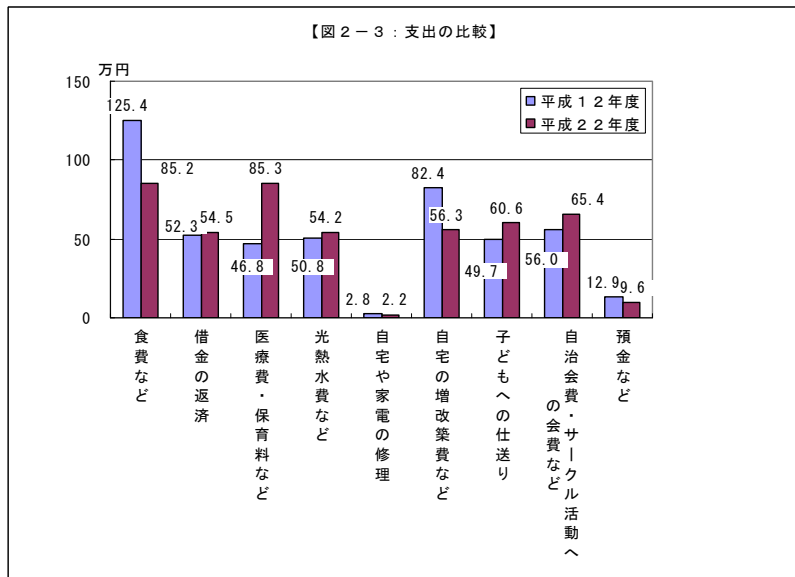


また、割合の面から見ると、先ほど述べた自主財源（給料と預金の取り崩し）が48.7%から43.7%に減っています。なお、収入金額で見ると、自主財源は平成12年度が243万4千円（市の財政で78億9,361万円）に対し、平成22年度は218万8千円（市の財政で79億2,317万円）となっています。



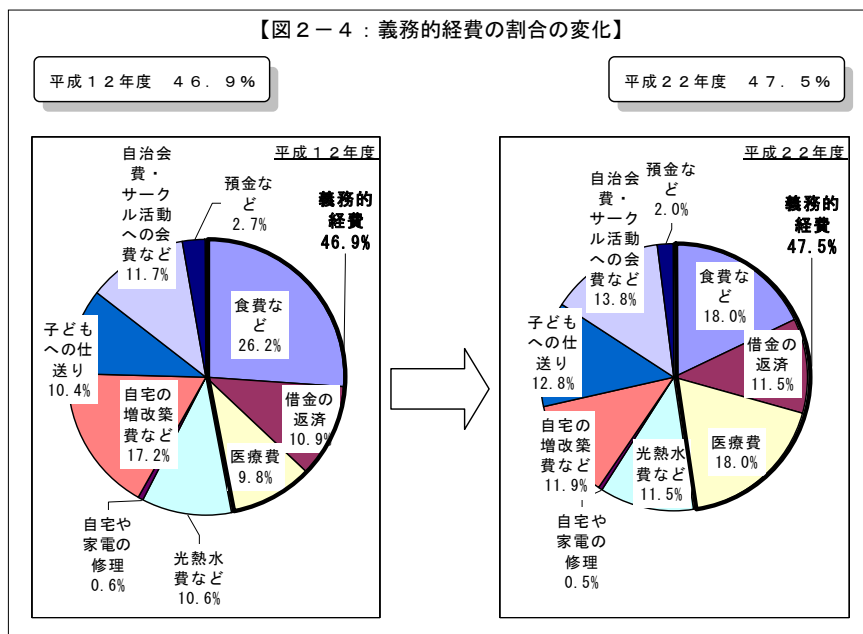
(2) 支出について

10年前に比べて、金額の面から見ると、食費（人件費）、自宅の増改築費（普通建設事業費）、預金（積立金）などが減り、医療費（扶助費）、子どもへの仕送り（繰出金）、自治会費（補助費など）が増えているのがわかります。特に、食費（人件費）の減少と、医療費（扶助費）の増加が大きくなっています。



また、割合の面から見ると、先ほど述べた義務的経費（食費、借金の返済、医療費）が46.9%から47.5%に増えていきます。特に医療費（扶助費）は、9.8%から18.0%と倍増していますが、食費（人件費）を削減することで、極力義務的経費の増加を抑えています。

義務的経費の割合が増えることは、その分自由に使えるお金の割合が減少するため、その使いみちについてより一層吟味する必要があります。義務的経費を金額で表すと、平成12年度が224万5千円（市の財政で72億8,152万円）に対し、平成22年度が225万円（市の財政で81億4,683万円）になります。



(3) まとめ

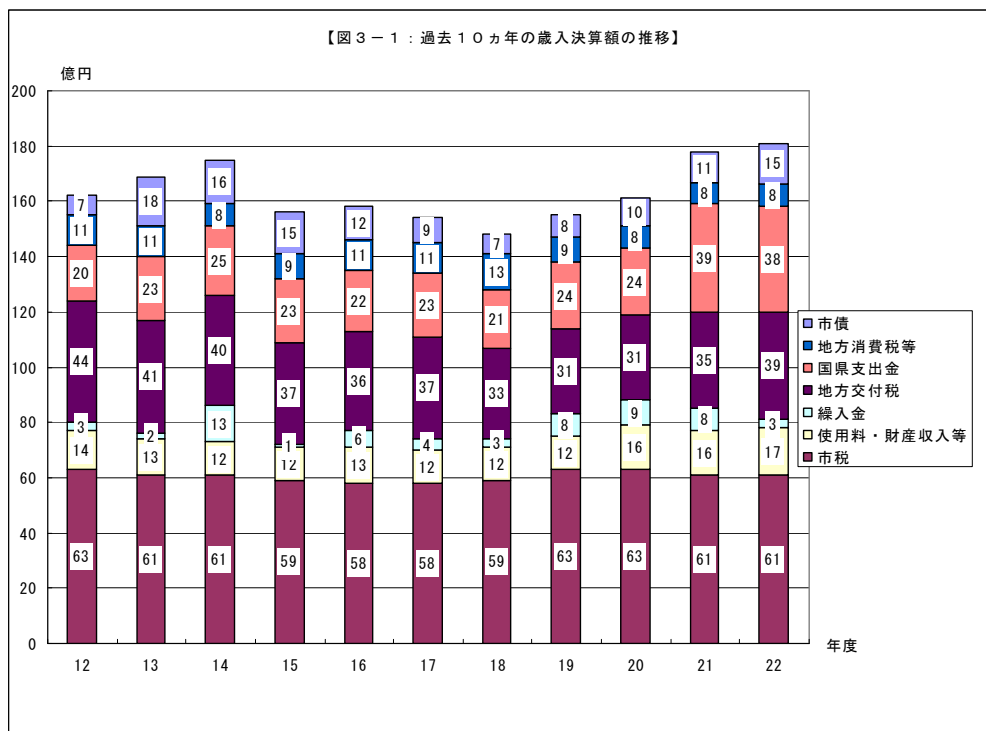
以上のことをまとめると、10年前に比べて、

- ①自主財源（給料など）の割合が減っていることから、財政の自主性が低くなっている
⇒市が安定して収入を確保する努力をしなければならない
- ②義務的経費（医療費）の割合が増えていることから、自由に使える割合が低下した
⇒引き続き市の支出を見直していくことが必要

ことが言えます。

3 歳入歳出決算の推移

(1) 歳入



○歳入全体は平均して160億円台を維持

ここ10年の推移を見ると、平成18年度が約148億円とやや減少しているものの、その後は依存財源（地方交付税、国県支出金）の増により増加傾向に転じ、平成22年度は地方交付税の大幅増により約181億円になっています。

○市税は歳入の根幹

歳入の柱である市税は、日本経済の低迷により平成12年度以降減少を続けてきましたが、平成19年度の国の税制改正による税源移譲により一時的に増加しました。しかし、その後の世界的な経済不況などにより、平成20年度以降再び減少傾向にあり、平成22年度も前年度比で約3,700万円の減収となりました。

このように、市税収入は、経済状況により変動するため、税収の増減に対応できる健全な財政基盤の充実が必要となります。

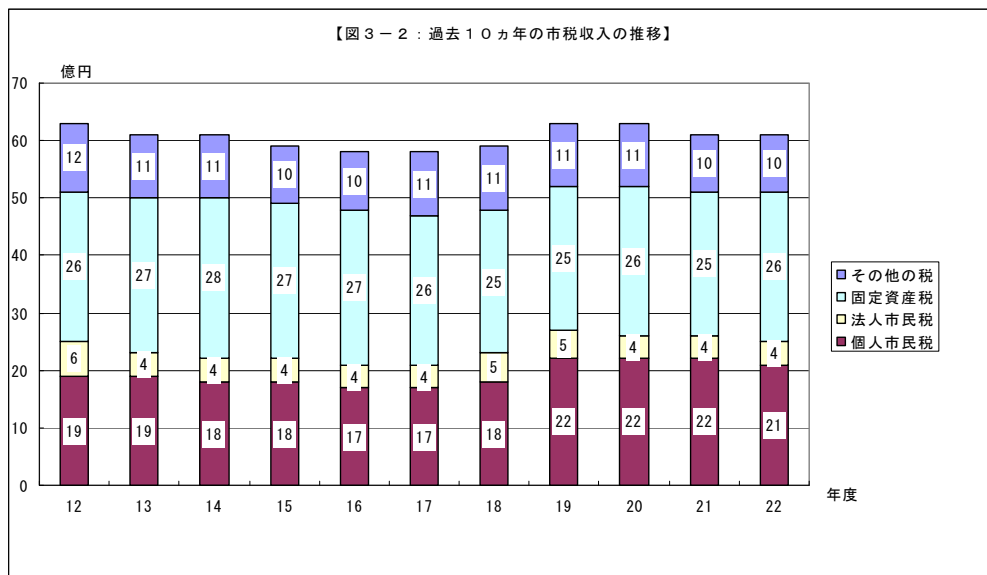
○地方交付税や特例債（臨時財政対策債）とは

地方交付税とは、全国すべての地方公共団体が一定レベルの行政サービスができるよう、国から財源が不足している地方公共団体へ交付されるお金のことです。国の三位一体の改革により、平成17年度以降減少してきましたが、平成21年度以降、国の交付税総額の増額や市税が減少したことにより、増加傾向にあり、平成22年度は、前年度比約4億円の大幅な増加となりました。

また、市債は近年増加傾向です。これは臨時財政対策債という特例債の増加によるものです。この特例債は、本来国が地方交付税として地方へ交付すべきお金が、国の財政状況の悪化により交付できないため、市が一時的に借り入れを行い、借り入れに対する返済金額は、将来全額地方交付税に上乗せされます。

○市税収入の推移～市民税（個人・法人）は経済状況により変動する～

市税とは、市が直接収入する税金のことで、個人市民税、法人市民税、固定資産税、その他の税（軽自動車税、市たばこ税等）に大きく分けられます。

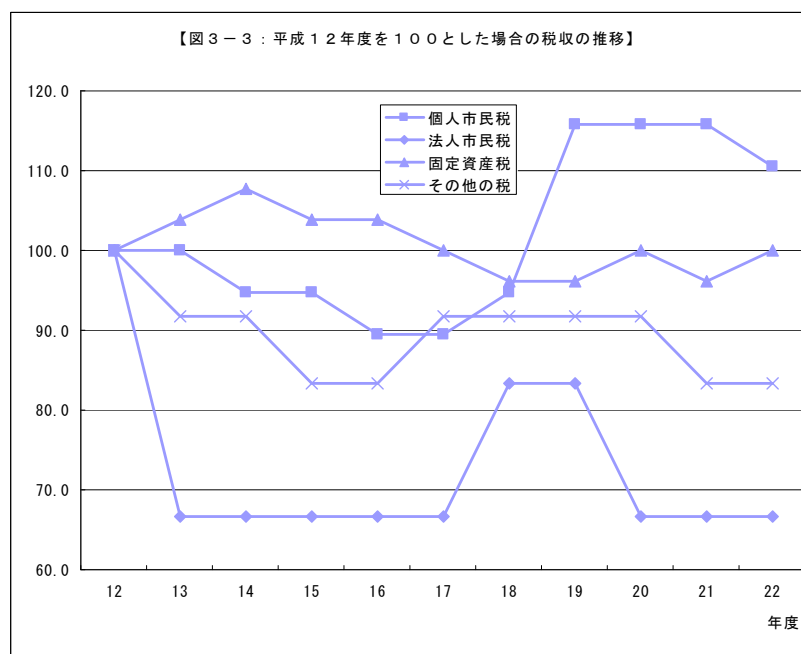


個人市民税は、景気の低迷、減税の実施、納税義務者の変化（給与収入の人が年金を受給するようになると、市民税額が少なくなることが多い、人口が減少すると市民税額が少なくなる）などにより減少してきましたが、平成19年度の税制改正（「三位一体改革」の一環として所得税（国税）から個人住民税への税源移譲が実施）により一時的に増加したものの、その後は世界的な経済不況などにより微減の傾向にあります。

法人市民税は、企業の業績による影響を受けるため、増減の幅がもっとも顕著に現れる税目です。

固定資産税は、土地や家屋などの資産に課税されるものなので、市民税に比べ増減幅が少ないのが特徴です。

市税収入は歳入全体のおよそ4割を占めるものであり、「自立したまちづくり」を進めるためには税収の確保が大きな課題です。そのためには、市税の徴収率の向上や、適正な課税客（市民税・固定資産税）の把握による公平公正な課税を図る必要があります。



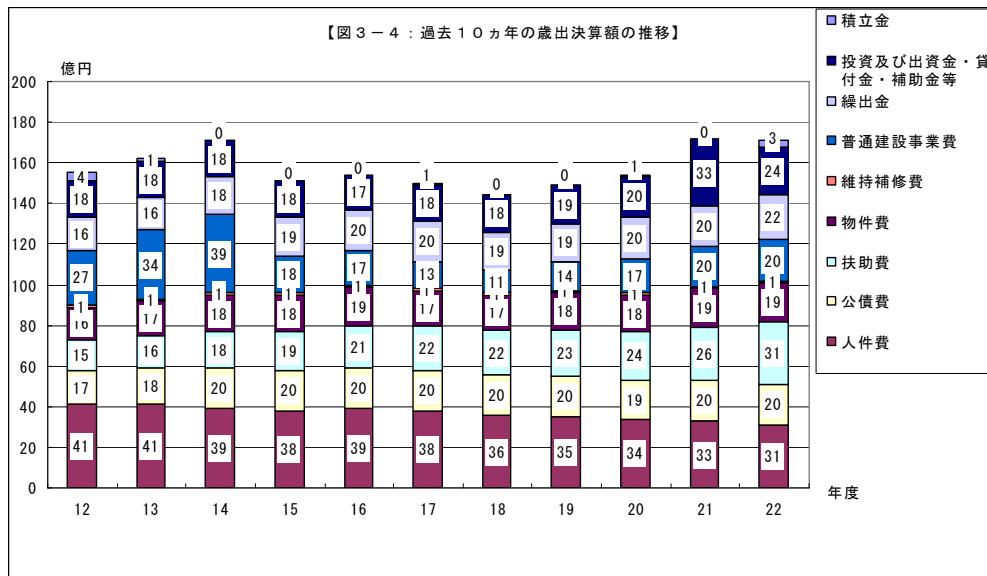
○徴収率について

「自立したまちづくり」を進めるためには税収の確保が大きな課題であり、市税の徴収率の向上が必要であることは先に記したとおりです。

徴収率は、平成12年度の82.8%が、平成22年度では83.2%に上昇しています。これは、納税者である市民の皆様の、納税に対する理解と協力によるものです。

(2) 歳出

歳出の状況を使いごと(性質別)に見ていきます。



○人件費は減少傾向～職員数の減少や給与の見直し～

人件費は、退職者の不補充や業務の外部委託などによる職員数の減少、給与改定、各種手当の見直し等により削減に努めてきた結果、年々減少しています。また、平成22年度からは、財政状況の悪化を抑制するために、3～5%の給与減額を行っています。

○扶助費は増加傾向～生活保護や福祉関係費が増加～

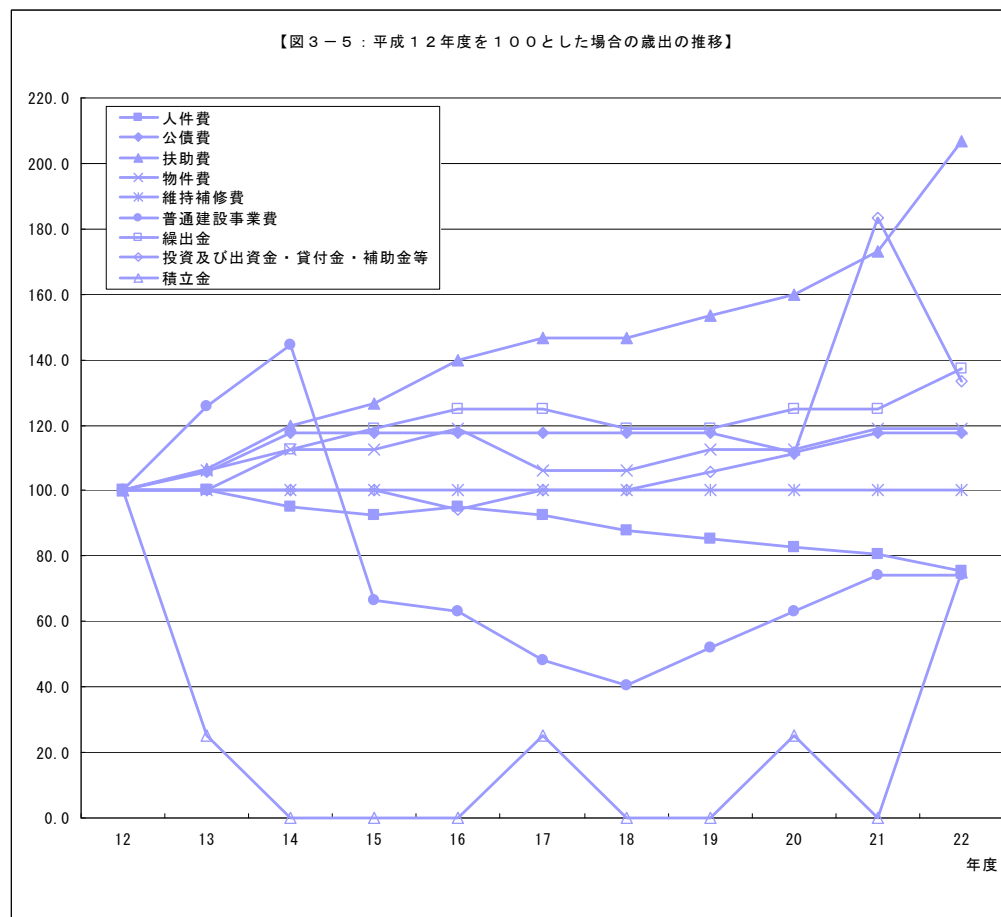
扶助費は、社会情勢の変化による生活保護者の増、制度の拡充による子ども手当(旧児童手当)の増などにより増加しています。

○義務的経費は増加傾向

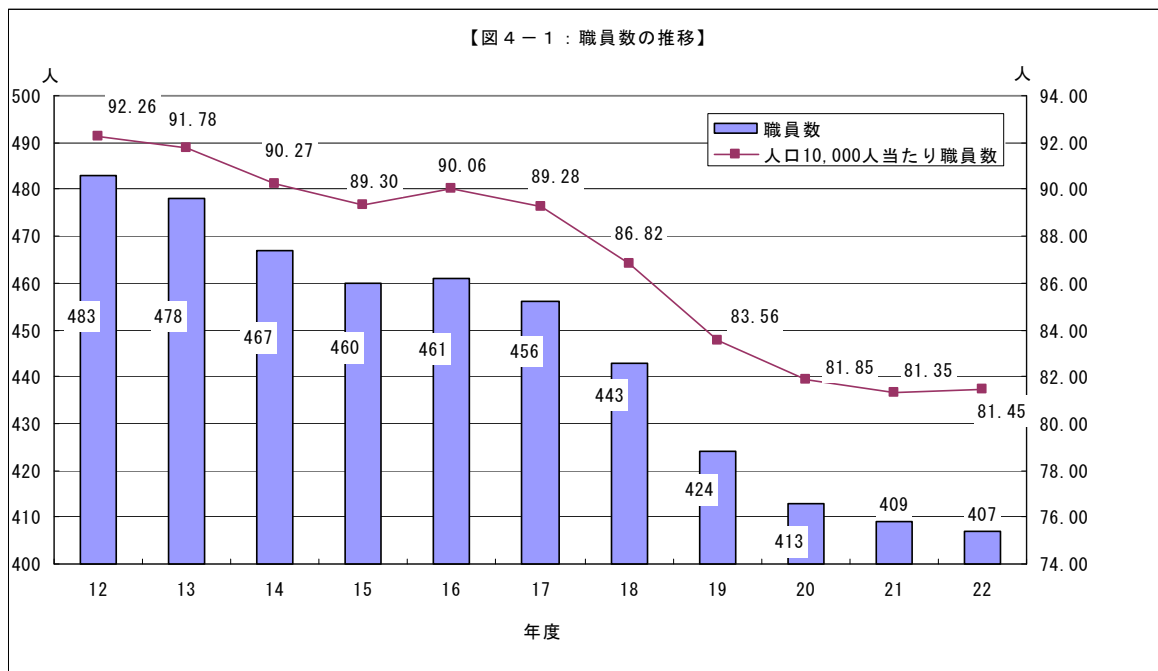
支出のうち、義務的経費については、人件費は減少してきているものの、扶助費については増加傾向にあります。そのため、義務的経費以外の経費について、さらなる削減が必要となっています。

○繰出金が増え続けている

繰出金は、国民健康保険などの特別会計に支出する経費ですが、介護保険や後期高齢者医療(長寿医療)制度が始まったことにより、年々増加しています。



4 職員数の推移



※上記グラフで「平成 22 年度」とは平成 22 年 4 月 1 日現在の職員数を示します。他の年度も同様です。

(1) 職員数の傾向

職員数は年々減少しています。退職者の不補充や業務委託を推進したことが大きな理由です。10 年前と比較すると 76 人 (15.7%) の減少です。

(2) 人口当たりの職員数

職員数を人口で割った数 (人口当たりの職員数) は年々減少しています。一方、地方分権が進む中で、市の業務が増えているため、いかに効率的に仕事を進めていくかが課題となっています。

(3) 県内の他団体との比較

では、県内の他団体と比較するとどうでしょうか。普通会計の職員数で比較すると、館山市は人口 1 万人当たりの職員数は 75.33 人です。これは、県内市の平均 (76.45 人) を下回っています。

【表 4-1：職員数等の比較】

	住民基本台帳人口 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	普通会計職員数	人口 10,000 人 当たり職員数
館山市	50,177 人	378 人	75.33 人
県内市平均	163,065 人	1,111 人	76.45 人
類似団体平均 (※)	71,856 人	554 人	77.11 人

※類似団体：地方公共団体を市と町村に分け、それぞれの人口や産業構造によって区分したものです。

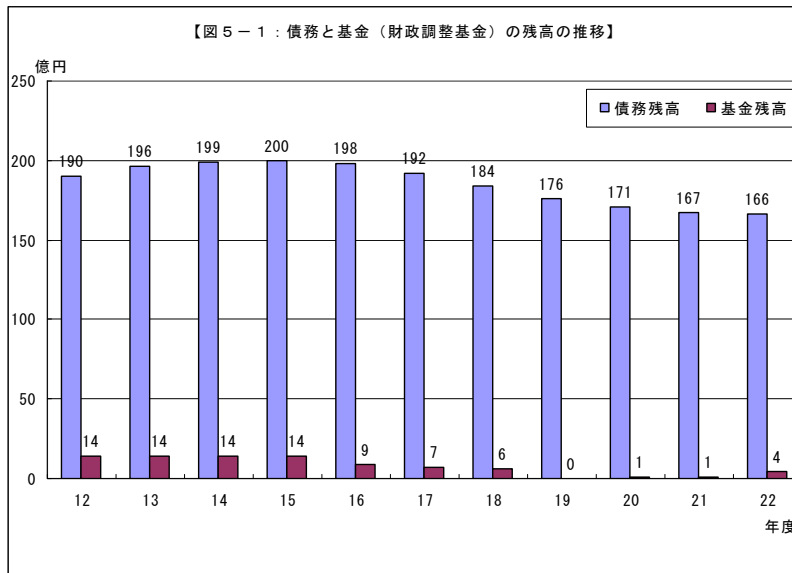
県内における館山市の類似団体は、銚子市・茂原市・東金市・君津市・袖ヶ浦市・八街市・印西市・白井市・香取市・山武市。

5 借金（市債）と預金の推移

市には、家計でいうところの借金（市債）と預金があります。これを市では、市債残高と基金と言います。この2つの推移を見てみましょう。

（1）市債残高と基金の傾向

平成15年度末にはおよそ200億円の市債残高がありましたが、新規の借金を抑制することで年々減少を続け、平成22年度末にはおよそ166億円となりました。これは、平成15年度末と比較して、およそ34億円（17.0%）の減少です。



一方で基金は、厳しい財政運営が続くなかでの事業実施のために毎年取り崩しをせざるを得ない状況が続き、平成19年度末には1億円を割り込んでしまいましたが、平成20年度末には、災害時の緊急的な支出ができるように、積立をしました。また、平成22年度には、地方交付税の増加や、人件費の減額など行財政改革による効果により約3億円の積立をし、さらに平成23年9月議会において、平成22年度決算の剰余金を積み立てたことにより、基金残高は約8億7千万円まで回復しました。

（2）なぜ、借金をするのか～市の借金は普通考える借金と意味合いが異なる～市では、道路・学校などを整備する際

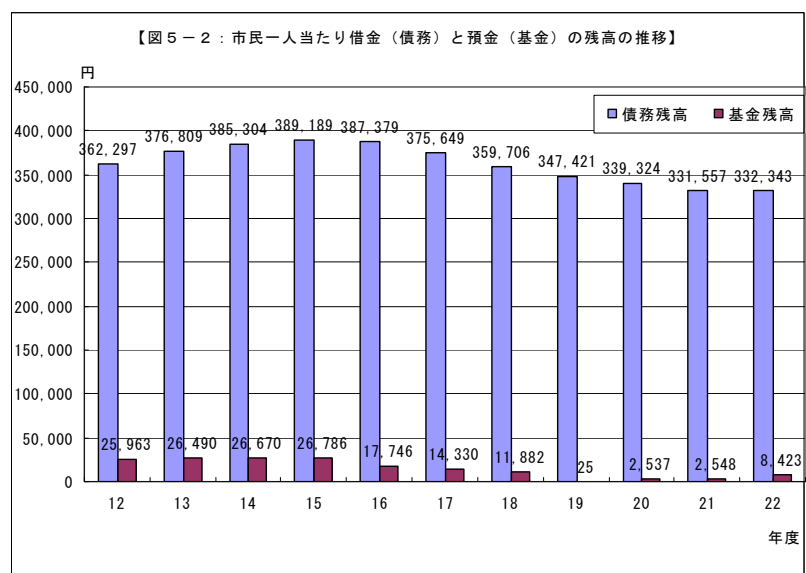
にお金を借りています。お金を借りるといことは、分割払いをすると言い換えてもいいかもしれません。それはなぜでしょうか。理由は大きく2つあります。

1 点目に、将来にわたって利用される公共施設の場合には、作った年に住んでいる人だけが負担するのではなく、資金を借りて、将来住む人にもその返済を負担していただくことで、負担を公平にできることがあげられます。

2 点目に、資金を借りて分割で返済することによって、その年の支出を少なくすることができ、その分他の事業にも取り組むことができるからです。

（3）一人当たりの借金と預金の額は？

市として、よりよいまちづくりを進めていくために、ある程度積極的に投資をしていくことは必要なことであると考えています。一方で、借入れも多くなりすぎると将来返済に追われ、他の事業が行うことができなくなる危険性があるのも事実です。近年の先行きが見えない経済情勢の中では、将来の負担をできるだけ抑えることで、健全な財政運営が保てるよう、新たな借入れを抑制しています。



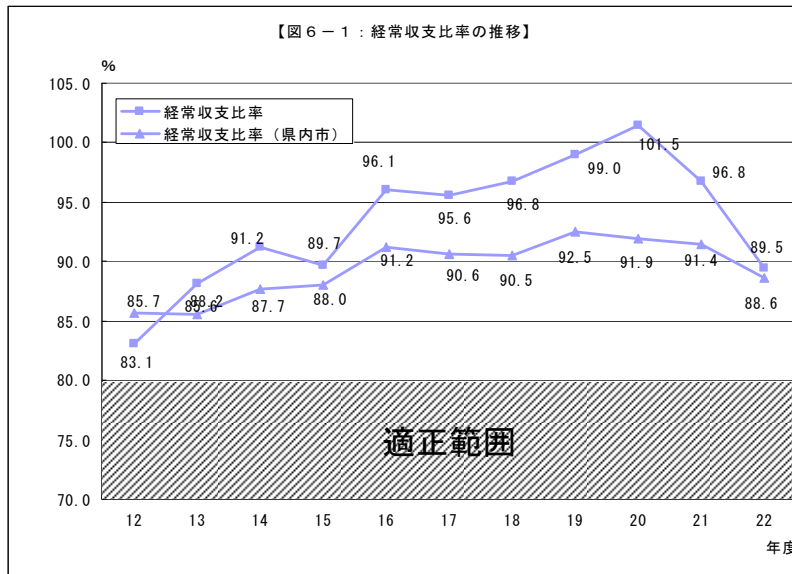
6 経常収支比率の推移

次に、財政指標のひとつ、経常収支比率をみてみましょう。

(1) 経常収支比率とは

財政的な面で市民ニーズに臨機に対応できるかどうかを示す指標のことです。

【計算式】 (毎年必ず支出されるもの) ÷ (毎年必ず収入される、使いみちがきめられていないもの)



財政構造の弾力性を示すもので、地方財政指標としてもっとも重要視されるもののひとつです。

これは、自由に使える経常的な財源(市税などの一般財源)が経常的に支出される経費(人件費、扶助費、公債費など)にどれだけ充てられたかを示す割合です。家計に例えると、毎月の給料に対して、食費、光熱水費やローンの返済など毎月決まって支払わなければならない経費の割合がどれくらいかを示したもので、この割合が高いほどやりくりが苦しいということになります。

(2) 経常収支比率の適正範囲は

図6-1の斜線部は、経常収支比率として望ましいとされている範囲です。70%~80%ということは、毎月30万円も

らっている給料のうち、6万円~9万円の余裕があることが望ましいということです。次の表を見ると、経常収支比率が低いほうが望ましいことがわかります。

【表6-1：経常収支比率を比較した表】

	給料 a	生活費など 毎月必ずかかるお金 b	経常収支比率 b ÷ a	余裕のあるお金 a - b	見解
Aさん	30万円	24万円	80%	6万円	経常収支比率が低いため、自由に使えるお金が多い→急な支出や預金などに対応できる
Bさん	30万円	27万円	90%	3万円	Aさんに比べ、経常収支比率が高いため、自由に使えるお金が少ない
Cさん	30万円	30万円	100%	0万円	急な支出や預金はできない。
Dさん	30万円	33万円	110%	△3万円	もはや余裕は無いどころか預金を取り崩さなければ・・・。

(3) 市の経常収支比率は

市では平成12年度に83.1%でしたが、市税などの経常的な収入の減少に加え、扶助費などの経常的な支出の増加により経常収支比率は年々上昇し、平成20年度に101.5%に達しました。平成22年度は、給与の減額などによる人件費削減や補助費の減少による歳出削減や、市税収入の減収を上回る地方交付税の増加があったことなどにより、89.5%まで下がりました。しかしながら、依然として高い水準にあります。この原因として考えられることは、医療、介護、消防、水道事業などに対する支出が慢性的に多いことに加えて、世界的な不況の影響を受け、法人市民税をはじめ市税収入が伸び悩んでいることなどが考えられます。

(4) 経常収支比率を引き上げるために

経常収支比率が適正範囲を上回っていることが、即、財政破綻へつながるわけではありません。だからといって、このままではいけないことは明らかです。現実的に一気に80%まで引き下げるとするのは難しいですが、現状を改善するため、これまで以上に人件費や公債費、施設の維持管理経費などの縮減に努める一方で、歳入確保策として、市税徴収率の向上、未利用市有地の売却などに取り組んでまいります。

7 財政健全化判断比率について

最後に、財政健全化判断比率について簡単に説明します。

(1) 財政健全化判断比率とは

平成 19 年 6 月に、自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的に、「自治体財政健全化法」が成立し、市の財政の健全化を判断する 4 つの比率及び公営企業の資金不足比率を指標として、公表することになりました。この 4 つの比率のことを「財政健全化判断比率」といいます。

- ①『実質赤字比率』とは、普通会計の赤字額の割合で、赤字額が多くなるとこの数値も大きくなります。黒字の場合は「0」です。
- ②『連結実質赤字比率』とは、普通会計だけでなく、特別会計も含めた市全体の収支を合算したときの赤字額の割合です。
- ③『実質公債費比率』とは、その市町村にとっての標準的な収入額（一般財源）のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの実質的な公債費相当額に充てられたものの占める割合です。
- ④『将来負担比率』とは、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（市の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模）に対する割合です。

(2) 4 つの指標の判断基準

4 つの指標のうちいずれかが国の定める早期健全化基準を上回る団体（黄信号）は財政健全化計画を策定し、再生基準を上回る団体（赤信号）は再建団体として財政再建計画を策定し、その計画に沿った運営を行うこととなります。

市においては、表 7-1 に掲げるとおり、平成 22 年度決算においては、4 つの指標ともこれらの基準を大幅に下回りました。

【表 7-1：平成 22 年度決算における健全化判断比率】

4 つの指標	市の数値	国の定める基準	
		早期健全化基準（黄信号）	再生基準（赤信号）
実質赤字比率	－（赤字額なし）	13.21%以上	20.00%以上
連結実質赤字比率	－（赤字額なし）	18.21%以上	35.00%以上
実質公債費比率	7.5%	25.0%以上	35.0%以上
将来負担比率	90.5%	350.0%以上	

(3) 資金不足比率について

自治体が運営する公営企業の健全度を測る指標で、公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表し、経営健全化基準を上回る団体は、経営健全化計画を定めなければいけません。市では下水道事業特別会計が公営企業に該当します。

平成 22 年度決算においては、資金不足がなかったことから、該当なしとなっています。

さいごに

市の財政についてご理解いただけましたでしょうか。

地方分権の時代と言われるなかで、国は平成 16 年から「三位一体の改革」により国と地方の財政関係のあり方を根本から見直しました。さらに平成 21 年の政権交代をうけて、地方財政を取り巻く環境は大きな変革期にあります。加えて、世界経済が悪化し、国内の景気も悪くなっているさなかに東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所の事故などにより経済情勢は不安定さを増しています。

そうした中でも、市民の皆さんが安心して暮らせるよう、いかなる状況の変化があっても、それに適応できる財政基盤を創り上げる必要があります。そのためには、更なる行財政改革の推進により、歳入の確保と歳出の削減を図り、「最少の経費で最大の効果を挙げること」に努める必要があります。市民の皆さんのご協力も一層必要となってきます。

「活力あるふるさと館山」の実現のために、皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

最後まで読んでいただきありがとうございます。

平成 22 年度の館山市の台所事情について、穴埋め式のまとめを用意しましたので、確認してみてください。

館山市の収入のうち、自主財源（市税や使用料など、市が自主的に収入できるもの）は（ ① ）％。

【ヒント：1ページ】

館山市の支出のうち、義務的経費（法律などで義務づけられているもの）は（ ② ）％。

【ヒント：2ページ】

10年前と比較すると、自主財源の割合が（ ③ ）、義務的経費の割合が（ ④ ）いる。このことから、安定して収入を確保する努力と、引き続き支出の見直しをしていくことが必要。

【ヒント：5ページ】

市債の発行額は近年増加傾向にあるが、（ ⑤ ）の増加によるもので、（ ⑤ ）の返済金額は（ ⑥ ）に上乗せされる。

【ヒント：6ページ】

経常収支比率は（ ⑦ ）しているが、依然として（ ⑧ ）水準にある。

【ヒント：11ページ】

自治体財政健全化法による4つの指標は、国の定める基準を大幅に（ ⑨ ）。

【ヒント：12ページ】

こたえ
① 43.7 ② 47.5 ③ 減り ④ 増えて ⑤ 臨時財政対策債
⑥ 地方交付税 ⑦ 下降(減少) ⑧ 高い ⑨ 下回っている



館山市マスコットキャラクター

©2010 studio crocodile・館山市

本名	ダッペエ
分類	イヌ（雑種）
由来	房総の方言「~だっぺ！」が名前の由来。
口癖	「ワンワン」ではなく「ペェペェ」と吠える。 喋る時は語尾に必ず「っぺ！」がつく。
家系	里見八犬伝の犬「八房（やつふさ）」の親戚の末裔（まつえい）の知り合いの親戚。
性格	おおらかで適当。房州育ちであれば骨が1本足りない。

オフィシャルホームページ⇒<http://dappee.com/>

館山市の台所事情（平成 22 年度決算版）

平成 22 年 10 月 作成
館山市総務部行革財政課

T E L 0470-22-3291

F A X 0470-23-3115

E-Mail gyouzai@city.tateyama.chiba.jp